

授業料等免除制度 をご利用下さい！！

経済的に困難な状況にある学生にも職業に必要な技能・技術を習得する機会の拡充を図ることを目的として、認定要件を満たすことで、**入校料及び授業料の全額、2/3、1/3のいずれか減免**が適用される制度です。



滋賀職能大
オリジナルマスコット
「しがポン」

令和7年度から**多子世帯**（扶養する子供の人数が3人以上）は所得制限がなくなり、**全額免除**となりました。

高等教育の修学支援新制度 ※ （授業料等減免）と同程度の制度！

※文部科学省が令和2年度より実施

減免後の入校料・授業料（年額）

課程	第Ⅰ区分 および 多子世帯 （全額）		第Ⅱ区分 （第Ⅰ区分の減免額の2/3）		第Ⅲ区分 （第Ⅰ区分の減免額の1/3）	
	入校料	授業料	入校料	授業料	入校料	授業料
専門課程	▲169,200円	▲390,000円	▲112,800円	▲260,000円	▲56,400円	▲130,000円

※授業料の減免は学年を前期と後期の2回に分けての申請となります。

※上記の表に記載の減免後の金額は、連続して当該区分に認定された場合の金額です。

※入校料は入学年の前期分の申請時のみ対象となります。

裏面へ続きます。

認定要件(参考)

以下①から③の要件を全て満たす必要があります。

① 国籍・在留資格等に関する要件

次のいずれかに該当すること。(※留学生については支援の対象にはなりません。)

- ア 日本国籍を有する者
- イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者として本邦に在留する者
- ウ 出入国管理及び難民認定法別表第2の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- エ 出入国管理及び難民認定法別表第2の定住者の在留資格をもって本邦に在留するものであって、将来永住する意思があると当校の長が認めた者
- オ 出入国管理及び難民認定法別表第一の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であって、下記のいずれにも該当する者
 - ・国内で出生又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した者
 - ・日本の小学校等から高校等までを卒業・修了した者
 - ・当校修了後も日本で就労して定着する意思があると当校の長が認めた者

② 学業成績等に関する要件

次のいずれかに該当すること。

- ア 高校等の評定平均値が3.5以上であること。
- イ 入校試験の成績が上位1/2以上であること。
- ウ 高校卒業程度認定試験の合格者であること。
- エ 学修計画書を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。



③ 家計の経済状況に関する要件

次のア及びイに掲げる基準を満たすこと。

ア 収入に関する基準

学生及びその生計維持者のそれぞれの「市町村民税の所得割額」を合算した額(減免額算定基準額)が下表のいずれかに該当すること。

区分	減免額算定基準額(※)	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	全額
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3

イ 資産に関する基準

学生及び生計維持者の保有する資産の合計金額が、以下の基準額に該当すること。

- ・5,000万円未満
- ・多子世帯に関しては3億円未満

(資産とは、現金、預貯金、有価証券、投資信託、貴金属等のことをいう。)

